

住宅リフォーム補助制度のおしらせ

南風原町民が、町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォーム(バリアフリー改修工事、省エネ工事、住宅の耐久性を向上させる改修工事)を行う場合に、住宅リフォームの費用の一部を補助するものです。

○申請できる人

- ①南風原町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の居住者(建築後、1年以上経過)
- ③町税等の滞納のない方

○対象となる工事

- ①対象工事費が20万円以上
- ②バリアフリー改修、省エネ改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事
- ③令和2年2月20日までに工事が完了し、かつ、工事代金の支払も完了し、町へ実績報告が終了できるもの。

○対象となる住宅

南風原町内にある個人住宅で以下のもの
①自己所有住宅(建築後、1年以上経過)

○工事を行う業者

南風原町に本社又は営業所のある事業者
(町内個人事業者も含まれます。)

○補助対象工事

- ①バリアフリー改修工事 → 通路等の拡幅、段差の解消、浴室改良等
- ②省エネ改修工事 → 屋根及び天井の断熱・壁の断熱等
- ③住宅の耐久性を向上させる改修工事 → 柱、はり等の主要構造物のはく離したコンクリートの除去及び改修等

■補助額

- ★対象工事の **20%**
- ★最高限度額 **20万円**

例)
対象工事費 120万円
 $120万円 \times 0.2(20\%) = 24万円$

※助成額の最高限度額は20万円

応募期間は 令和元年5月20日(月)から6月20日(木)までの受付期間になります。
ただし、6月20日(木)までの受付で応募数が予算の範囲を超えた場合には事務局で抽選とします。

※詳しくはホームページ、まちづくり振興課までお問い合わせください。 ☎889-4412 FAX889-7657